

六戸町移住支援金チェックシート・提出書類

【 要件 テレワーク 】

共 通	次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること	チェック
	(ア) 六戸町に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前1年以上 東京23区内に住んでいた。	
	(イ) 六戸町に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前1年以上 東京圏※ に在住し、 東京23区内への通勤 をしていた。	
	・東京23区に所在する事業所への通勤期間については、六戸町に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。 ・雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していた方に限る。 ・東京圏に居住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方(雇用保険の被保険者として就職した方)については、通学期間を通勤していた期間とみなすことができます。	
	次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること	チェック
	(ア) 申請時において、転入後1年以内である(世帯の場合世帯員全員)。 (イ) 六戸町に申請日から5年以上継続して居住する意思がある。	
次に掲げるその他に関する要件の全てに該当すること	チェック	
(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない(世帯の場合世帯員全員)。 (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を持っている。		
テレワーク	次に掲げるテレワークに関する要件の全てに該当すること	チェック
	(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自分の意思で移住した。また、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。	
	(イ) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に資金提供されていない。 (ウ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)。かつ、週20時間以上テレワークを実施する。	

※東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 ただし条件不利地域(別表参照)を除いた地域

【申請書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 本人確認書類の写し(移住先住所記載、写真付きのもの※運転免許証(表・裏)または マイナンバーカード(表のみ)等)
- 移住前の在住地及び在住期間がわかる住民票の除票の写し又は戸籍謄本の附票(世帯の場合全員分)
- 移住後の転入日がわかる住民票又は戸籍の附票(世帯の場合全員分)
- 移住元での就業先・就業場所・就業期間・雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
(退職した企業の就業証明書、退職証明書、離職票等、※個人事業主は履歴事項全部証明書、開業届出済証明書等)
- 移住元での在学期間を確認できる書類(卒業証明書、成績証明書等 通学期間を加算して申請する場合)
- 移住後の就業先の就業証明書(様式2号の2(テレワーク)様式2号の3(テレワーク個人事業主))

裏へ続く

(個人事業主の方は確認書類として以下の書類もご提出願います)

- 申請日以降にテレワークにより移住前の業務を継続して行うことを確認できる書類 (業務委託契約書等)
- 開業届の写し又は確定申告書の写し
- 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態 (収入) が確認できる書類
(売上台帳の確認部分、通帳の入金記録、請求書の写し等)